

# 特定流通業務施設の整備及び 支援策について

---

国土交通省 関東運輸局  
交通政策部環境・物流課

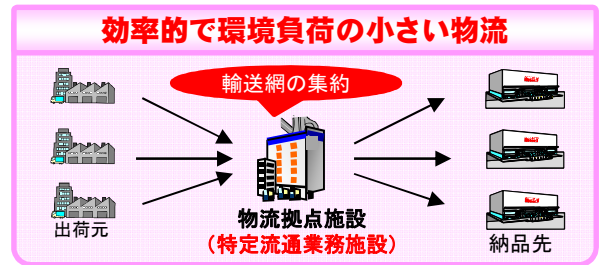
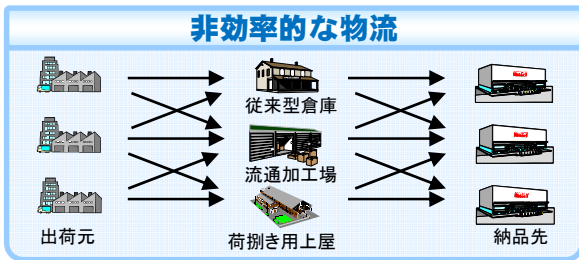
平成30年2月7日

# 1. 物流施設の建築や購入をお考えの皆様へ



**物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定を受けると、各種の支援措置を適用することができます！**

## 【認定事業のイメージ】



## 【主な支援措置】

※上記イメージに限らず、特定流通業務施設の整備を伴わない、モーダルシフトや共同輸配送等も物効法の認定対象となります。

### ○開発許可に関する配慮

・市街化調整区域等において物流施設等の開発を行う場合、開発許可を得る必要がありますが、これについての配慮がなされます。

※ただし、『物効法認定 = 開発許可』ではなく、別途開発許可申請の手続きも必要です。

### ○物流拠点施設に関する税制特例 ※土地は特例措置の対象外です。

- ・【所得税・法人税】倉庫用建物等 5年間10%の割増償却
- ・【固定資産税・都市計画税】倉庫 課税標準を5年間1/2に軽減
- ・【固定資産税】附属機械設備 課税標準を5年間3/4に軽減

税制特例を適用するには、③まで満たす必要あり

### 【①物流総合効率化事業の主な認定要件（詳細は次ページ参照）】

- ・2以上の者（法人格が異なれば、親子関係でも可）が連携すること。
  - ・流通業務（輸送、保管、荷さばき及び流通加工）を一体的に実施すること。
  - ・輸送の合理化を行うことにより、流通業務を効率化すること。
  - ・環境負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものであること。
- ⇒「環境負荷の低減」要件：二酸化炭素排出量の削減／「流通業務の省力化」要件：トラックの荷待ち時間の削減

### 【②特定流通業務施設の主な要件】

- ・立地要件：社会資本等（高速道路のIC等、鉄道貨物駅等）の周辺5km
- ・規模要件：（普通倉庫の場合）平屋建3,000㎡以上、多階建6,000㎡以上
- ・構造要件：倉庫業法の施設設備基準に適合
- ・設備要件：高規格バース、大型車対応荷さばき・転回場 等

### 【③税制特例を適用するための主な要件】

- ・特定流通業務施設の要件に加え、税法の要件も満たす必要があります。

	国税(所得税・法人税)	地方税(固定資産税・都市計画税)
共通	・倉庫業の用に供する倉庫(営業倉庫)	・新增設された倉庫
立地要件	・高速自動車国道のIC等の周辺5kmの区域 ・特定臨港地区(28港)	・高速自動車国道のIC等の周辺5kmの区域 ・臨港地区(120港)
構造要件	・耐火建築物:普通倉庫(多階建) ・耐火建築物又は準耐火建築物: 普通倉庫(平屋)、冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫	・鉄骨造は骨格材の肉厚が3mm以上
設備要件	・到着時刻表示装置:普通倉庫、冷蔵倉庫 ・到着時刻表示装置又は特定搬出用自動運搬装置:貯蔵槽倉庫 ※トラック営業所併設の場合は、適用不可	・特定流通業務施設の要件に準じる

※（施設を倉庫業者へ賃貸する場合）①国税は適用不可。②地方税は、施設所有者が倉庫業者のみを構成員とする事業協同組合等の場合、適用可。

税制特例を適用するには、**建物の竣工（完成検査）前に、物効法の認定を受けることが必要**

## 【手続きの進め方】

物効法申請前に**事前相談**することで審査手続きが円滑に進みます

物効法申請

標準処理期間  
2ヶ月

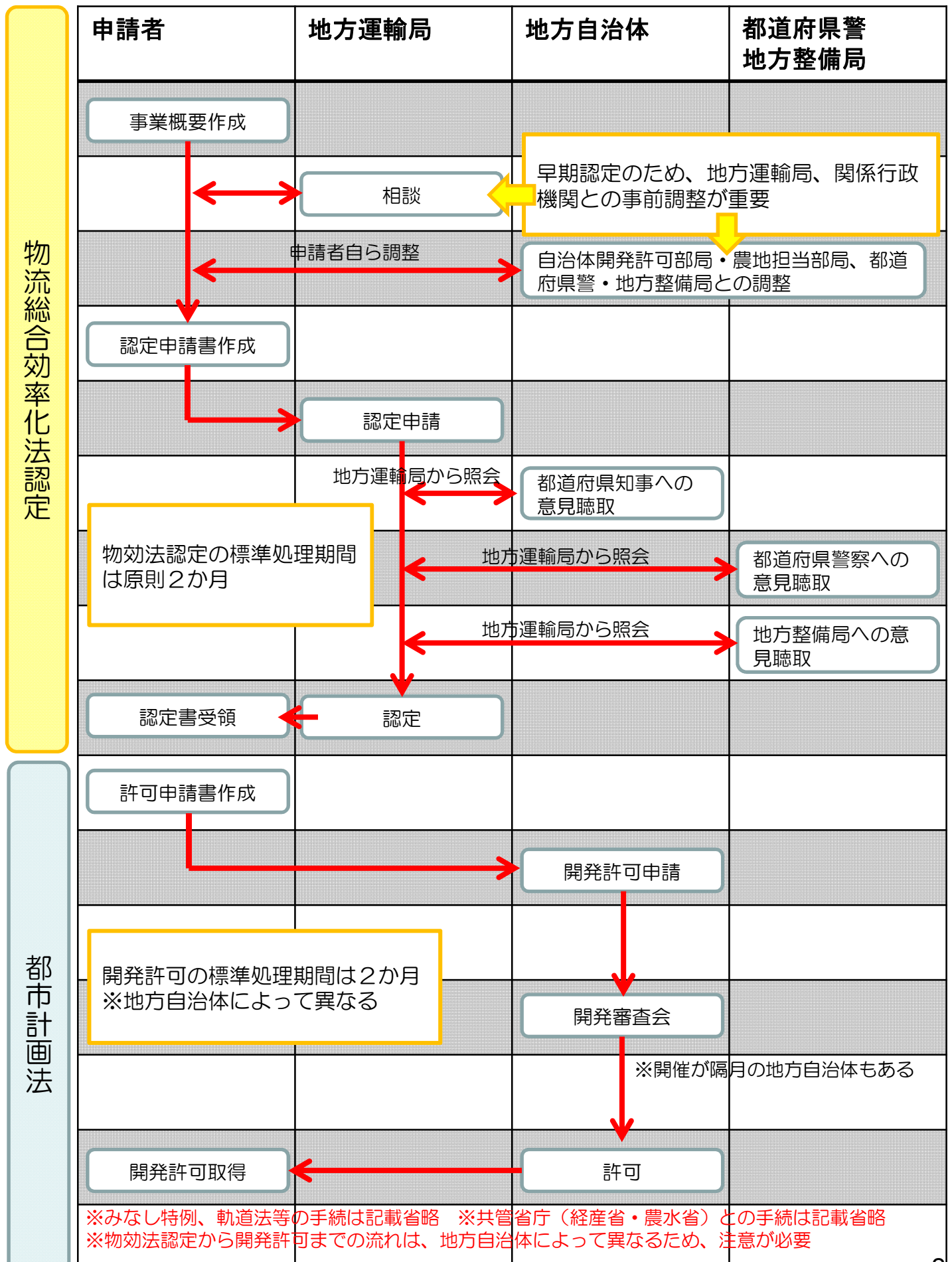
物効法認定

開発許可申請  
新設・増設  
倉庫証明申請

開発許可  
税務申告

※「認定申請の手引き」⇒ <http://www.mlit.go.jp/common/001146412.pdf>

## 2. 物流総合効率化法認定から開発許可までの全体の流れ



### 3. 早期に認定をするための事前準備のお願い

**「開発許可の配慮」を希望する場合、早期の認定を行うためには、関係行政機関等との事前調整が重要なポイントになります。**

- 物流総合効率化法（特定流通業務施設の整備を伴うもの）の認定制度では、審査（事前相談を除く）の**標準処理期間を2か月**としています。
- 地方運輸局における認定審査では、地域の都市計画等との整合性の確認や交通の安全や円滑化の見地から、関係行政機関（都道府県知事、都道府県警察、地方整備局）等に「意見聴取」を行います。
- また、荷主と連携する計画とする場合には、本法の共管官庁（経済産業省・農林水産省）と共同認定を行います。
- 地方運輸局から照会を受けた関係行政機関では、地域の都市計画や実情等を踏まえ、認定申請の内容の確認を行います。追加資料として、**特定流通業務施設への貨物自動車の入出庫台数の予測や周辺道路の交通需要予測等の資料の提出を求められる場合**がありますので、事前確認が必要となる場合があります。
- 認定申請書類に不備があった場合や、内容に不足があった場合等には、認定審査のみならず、共管官庁や関係行政機関からの回答が遅れることがあり、認定審査をスムーズに進め、早期に認定するため、**地方運輸局に正式申請する前に、以下の準備を十分に行うよう**、ご協力をお願いいたします。

#### 〔認定申請に当たっての注意事項〕

- ① 地方運輸局との十分な調整
  - ・ 物流総合効率化法の認定制度に関する確認
  - ・ 認定申請までのスケジュールの確認
  - ・ 関係行政機関との事前調整等の相談
  - ・ 認定申請書（案）の内容確認・調整
  - ・ 認定申請書の添付書類・必要部数の確認
- ② 地方自治体の開発許可部局との十分な調整
  - ・ 開発審査会の開催予定時期等スケジュールの確認
  - ・ 開発許可を受けるための条件の確認（農地の場合は、開発許可とは別に、地方自治体の担当部局や農業委員会等への確認が必要\*）
  - ・ 物流総合効率化法の認定を前提とした開発許可申請手続の確認
  - ・ 物流総合効率化法の認定申請の際に必要な追加提出資料の確認
  - ・ 認定申請書の必要部数の確認
- ③ 所轄警察署・地方整備局との十分な調整
  - ・ 特定流通業務施設の整備計画の事前説明
  - ・ 物流総合効率化法の認定申請の際に必要な追加提出資料の確認
  - ・ 認定申請書の必要部数の確認

\*【重要】建設予定地が**農地の場合、物効法の認定とは別に、農業委員会等の農地転用許可等が必要**となる場合があります。地方自治体の農地担当部局にご相談ください。

## 4. 認定申請に必要な添付書類等

総合効率化計画認定申請に当たっては、以下の書類の提出が必要となります。ご不明な点がありましたら、地方運輸局にご相談ください。

### <認定申請書類>

- ① 認定申請書
- ② 特定流通業務施設の平面図、立面図及び断面図
- ③ 社会資本等との位置関係を明らかにする図面
- ④ 特定流通業務施設が有する設備の能力を示す書類  
(導入する設備が要件を満たすことを説明するための仕様書・パンフレット等)

### <既存の法人が申請する場合>

- ① 定款又は寄附行為
- ② 登記事項証明書
- ③ 最近の事業年度における財産目録\*
- ④ 貸借対照表
- ⑤ 損益計算書

\* 様式・記載内容等につきましては、地方運輸局にご相談ください。

### <新たに法人を設立して申請する場合>

- ① 定款又は寄附行為の謄本
- ② 株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類

### <個人が申請する場合>

- ① 戸籍抄本
- ② 資産調査

原則として、「代表申請者」及び「施設整備者」のみ申請書に添付してください。

※「共同申請者」については、申請書の内容に疑義が生じた場合に、提出を求められることがあります。

図面等もA4版に折り込んで下さい。

A4用紙

ホチキスや袋としない下さい。

提出部数：関係省庁分が必要になる場合や正副各1部が必要になる場合があります。必要部数は、地方運輸局等申請窓口にお問い合わせください。

※作成書類は、A4縦、横書き、左綴じとし、図面に関しても、A4版に折込んでいただくとともに、袋綴じやホチキス留めにしないようお願いいたします。

※添付書類は、代表申請者を經由せず、地方運輸局に直接提出することもできます。

### 《注意事項》 関係行政機関からの追加資料の提出要請について

- 地方運輸局への正式申請後、地方運輸局は、都道府県知事、都道府県警察、地方整備局に対して意見聴取を行います。その際に、上記のほか追加資料の提出を求められる場合があります。
- 早期認定を行うため、地方運輸局への正式申請の前に、地方運輸局及び関係行政機関と申請書の内容及び添付書類について、十分に調整を行ってください。
- 地方運輸局からの照会を受け、関係行政機関では、地域の実情を踏まえた審査を行うため、必要とする資料は各機関でそれぞれ異なります。
- 過去に関係行政機関から追加資料の提出要請があった資料は以下のとおりです。

#### 【参考】

- ① 物流施設周辺、主要道路となる道路の状況
- ② 1日の発生集中交通量（平日・休日・時間毎）
- ③ 特定流通業務施設の発生集中交通量（特定流通業務施設の利用台数）
- ④ 特定流通業務施設と高速自動車国道のインターチェンジ等との主要経路図
- ⑤ 現状敷地の写真 等

## 5. 平成30年度税制改正大綱《抜粋》

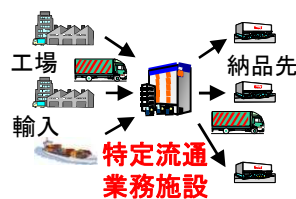
### 1. 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長（所得税・法人税・固定資産税・都市計画税）

#### 施策の背景

- ・インターネット通販の急速な拡大等により、多頻度少量輸送・時間指定配達等の物流に対する需要が多様かつ高度化
- ・近年のトラックドライバー不足により、高度化する物流を支えきれず、物流が停滞する事態が発生
- ・物流の担い手であるトラックドライバー不足への対応が急務であり、省労働力型の物流体系の構築が必須

#### 輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進

輻輳した輸送網を集約し、効率的な物流体系を構築。



#### 「トラック予約受付システム」の導入による、特定流通業務施設の荷待ち時間の削減

トラックドライバーが到着時刻を予約 ⇒ トラックの到着時間が平準化され、荷待ち時間が削減される



#### 事業の効果

輸送網の集約や、荷待ち時間の削減等により、

- ① 輸送フローの効率化
- ② 生産性の向上
- ③ CO<sub>2</sub>の排出量削減

#### 要望の結果

##### 特例措置の内容

○輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進

【所得税・法人税】倉庫用建物等について、5年間10%の割増償却

【固定資産税・都市計画税】倉庫について、課税標準を5年間1/2に軽減

【固定資産税】附属機械設備について、課税標準を5年間3/4に軽減

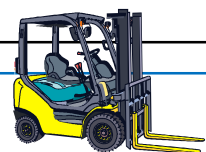
##### 結果

○現行の措置を2年間（平成30年4月1日～平成32年3月31日）延長する。

### 2. 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（軽油引取税） 倉庫業者及び鉄道貨物利用運送事業者等のフォークリフト等の動力源

#### 施策の背景

- ・倉庫業及び鉄道利用運送事業は、サプライチェーンの中核や最適な物流サービスの提供者としての役割を担う。
- ・倉庫業（約9割）及び鉄道貨物利用運送事業者（約8割）の大半は中小企業で、経営基盤が脆弱。
- ・鉄道輸送は、トラックと比べてCO<sub>2</sub>排出量が1/10。さらに1運行あたりの輸送量も大きく、トラックドライバー不足への対応としても効果的。



#### 要望の結果

##### 特例措置の内容

【軽油引取税】倉庫業及び鉄道貨物利用運送事業者等のフォークリフト等の動力源に使用される軽油について、課税免除

##### 結果

○現行の措置を3年間（平成30年4月1日～平成33年3月31日）延長する。

## 6. 物流総合効率化法の認定メリット(税制特例措置)

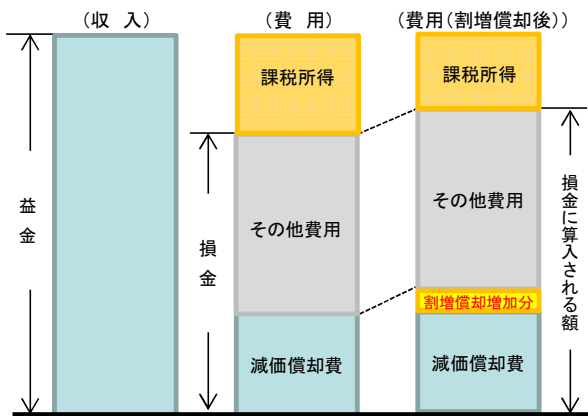
物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した新設の営業倉庫は、税制特例措置を利用することができます。

### 国税(所得税・法人税)の特例措置について

#### 【措置の内容】

- ・ 特定流通業務施設(倉庫用建物等)に対する各事業年度(5年間)の償却限度額を、普通償却限度額に10%割増することを認める制度(費用の前倒しによる課税の繰り延べ効果)
- ・ 倉庫業法の登録を受けた倉庫(営業倉庫)が対象
- ・ 倉庫の竣工までに物流総合効率化法の認定を受ける必要(貸付の用に供する倉庫は利用不可)
- ・ 適用期限:平成30年3月31日(平成32年3月31日まで延長)
- ・ 根拠法令:租税特別措置法第15条、第48条ほか

#### 《割増償却制度のイメージ》



#### 《減税効果の試算》

(試算の条件)

- ・ 倉庫種類:普通倉庫  
(耐用年数21年、定額法(償却率0.033))
- ・ 取得価額:3,000百万円、法人税率:23.2%

(単位:千円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①普通償却の場合の減価償却額	99,000	99,000	99,000	99,000	99,000
②①に対する税額	22,968	22,968	22,968	22,968	22,968
③割増償却の場合の減価償却額	108,900	108,900	108,900	108,900	108,900
④③に対する税額	25,265	25,265	25,265	25,265	25,265
⑤減税効果(④-②)	2,297	2,297	2,297	2,297	2,297

1年で約2百万円、5年間で約11百万円の減税効果(試算)

### 地方税(固定資産税・都市計画税)の特例措置について

#### 【措置の内容】

##### (1) 倉庫

- ・ 固定資産税・都市計画税の課税標準を1/2(5年間)に軽減

##### (2) 附属機械設備(到着時刻表示装置\*1、特定搬出用自動運搬装置\*2に限る)

- ・ 固定資産税の課税標準を3/4(5年間)に軽減

\*1「トラック予約受付システム」を構成するモニター  
\*2 貯蔵庫倉庫と隣接する加工施設を接続するコンベア

##### (3) その他の要件

- ・ 倉庫業者である総合効率化事業者が新增設する倉庫と附属機械設備が対象
- ・ 倉庫業法の登録を受けた倉庫(営業倉庫)が対象

※但し、倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人で、事業協同組合(倉庫業者のみを構成員とするもの)又は倉庫業者が90%以上出資する法人が倉庫を保有し、倉庫業者に賃貸する場合は、本特例措置を利用可能。

- ・ 倉庫の竣工までに物流総合効率化法の認定を受ける必要

- ・ 適用期限:平成30年3月31日(平成32年3月31日まで延長)

- ・ 根拠法令:地方税法附則第15条ほか

#### 《減税効果の試算》

(試算の条件)

- ・ 倉庫種類:普通倉庫(評価額:建物1,700百万円、附属機械設備7百万円)
- ・ 取得価額:3,000百万円
- ・ 税率:固定資産税 1.4% 都市計画税 0.3%

(単位:千円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
建物評価額	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,530,000	1,530,000
建物減税額	14,450	14,450	14,450	13,005	13,005
附属機械設備評価額	7,000	5,600	4,200	2,800	1,400
設備減税額	25	20	15	10	5
減税額合計	14,475	14,470	14,465	13,015	13,010

1年で約14百万円、5年間で約69百万円の減税効果(試算)

## 7. 「流通業務総合効率化事業の目標」の設定

総合効率化計画の認定申請に当たっては、

- ① **二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量削減目標**、② **荷待ち時間削減目標**を設定する必要があります。

### 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量削減目標の設定

- 特定流通業務施設の整備に伴い、同施設に出入りするトラック輸送の輸送経路（物流フロー）を見直し、**トラックから排出されるCO<sub>2</sub>排出量の削減目標を策定**します。
- 目標の策定に当たっては、「現行の物流フロー」《Before》と「計画する物流フロー」《After》に係る1年間のCO<sub>2</sub>排出量をそれぞれ算出し、「計画する物流フロー」に係る数値が「現行の物流フロー」に係る数値を下回る計画である必要があります。
- 物流フローの見直しに当たっては、事業者の創意工夫により計画を策定することとなりますが、例えば、①輸送網集約（複数の倉庫を1の大型施設に集約することにより、輸送ルートの整理や倉庫間の横持輸送を解消）、②共同輸配送、③モーダルシフト、④トラックの集約化・大型化などによる**トラックの走行距離の削減等の取組**が考えられます。

### 荷待ち時間削減目標の設定

- 総合効率化計画では、一定の規模要件や省力化要件（トラック予約受付システム、トラック営業所等の設置等）を満たした「特定流通業務施設」の整備を通じて、**施設全体としてトラックの荷待ち時間を削減する計画を策定**します。
- 特定流通業務施設におけるトラックの荷待ち時間については、「**概ね無駄な待機がない状態**となることが見込まれる」ことを評価することとされております（基本方針）。
- 目標の設定に当たっては、「現行の物流フロー」《Before》と「計画する物流フロー（特定流通業務施設）」《After》における荷待ち時間（1年間の合計）をそれぞれ算出し、「計画」に係る数値が「現行」に係る数値を下回り、かつ、概ね無駄な待機がない状態（1荷役あたり30分以下程度）となる計画である必要があります。

### 認定事例

- 「共同輸配送」によるミルクランの対象地域拡大と「車両大型化」による積載率の向上により、施設に出入りするトラックから排出される**二酸化炭素の排出量を削減**
- 「トラック予約受付システム」の導入等により、**荷待ち時間を削減**

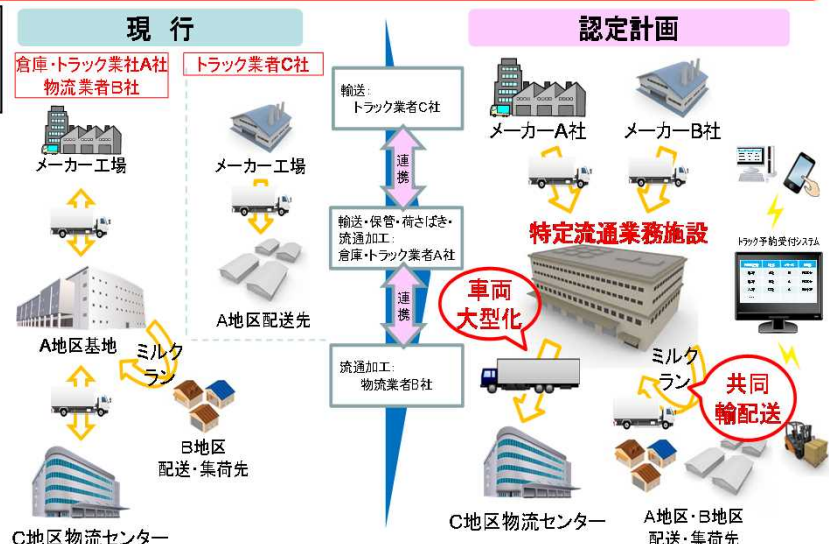
- 保管・荷捌き：A社（倉庫業・トラック業者）
- 流通加工：A社、B社（荷役会社）
- 輸送：A社、C社（トラック業者）

➤ 「特定流通業務施設」の整備に伴い、輸送網を集約するとともに、「共同輸配送」「車両大型化」を実施することにより、トラックの走行距離を削減し、CO<sub>2</sub>排出量を削減

【目標：58%削減】

➤ 「トラック予約受付システム」を導入し、効率的な荷受け作業を実施することにより、荷待ち時間を削減

【目標：80%削減】





## 8. 各要件の詳細について

		普通倉庫	冷蔵倉庫	貯蔵槽倉庫
要件 流通業務総合効率化事業の	実施主体要件 (必須)	2以上の者（法人格が異なれば、親子関係でも可）による連携		
	総合化要件 (必須)	流通業務（輸送・保管・荷さばき・流通加工）の一体的な実施		
	効率化要件 (必須)	輸送の合理化を行うことにより、流通業務を効率化する		
	環境負荷低減要件 (必須)	現行の事業と比較して、CO2排出量削減効果が見込まれる		
	省力化要件 (必須)	現行の事業と比較して、トラックの荷待ち時間の削減効果が見込まれる（1荷役当たりの待機時間を30分以内とする）		
特定流通業務施設の要件	立地要件 (必須)	社会資本等（高速自動車国道のIC等、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港、流通業務団地、工業団地）又は卸売市場の周辺5km以内に立地		
		税制特例を適用するためには、 <b>高速自動車国道のIC等の周辺5km以内又は臨港地区（※）</b> に倉庫が立地することが必要	税制特例を適用するためには、 <b>臨港地区（※）</b> に倉庫が立地することが必要	
	※税制特例（国税）を適用する場合は特定臨港地区（28港）、税制特例（地方税）を適用する場合は臨港地区（120港）に限られる			
	規模要件 (必須)	床面積（平屋建） <b>3,000㎡</b> 以上 （多階建） <b>6,000㎡</b> 以上	容積 <b>6,000㎡</b> 以上	容積 <b>6,000㎡</b> 以上
	構造要件 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫業法の施設設備基準に適合していること</li> <li>主要構造部である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること</li> </ul>		
		税制特例（国税）を適用するためには、 <b>多階建の普通倉庫の場合は耐火建築物</b> （それ以外の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物）であることが必要		
	設備要件 (必須)	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型車対応荷さばき・転回場（前面に奥行15m以上の空地）</li> <li>流通加工用設備</li> <li>データ交換システム</li> <li>貨物保管場所管理システム</li> </ul>		
<p>大型車対応荷さばき・転回場（搬出入場所の前面に15m以上の空地）</p> <p>可能な限りの搬出入場所</p> <p>5mの荷さばきスペース</p> <p>高規格バース</p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>高規格バース（外壁面の1面に可能な限りの貨物の搬出入場所、貨物搬出入場所から奥行5mの荷さばき用空間）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>強制送風式冷蔵装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入用自動運搬装置</li> <li>搬出用自動運搬装置</li> <li>くん蒸ガス循環装置</li> <li>くん蒸ガス保有力</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>最大積載荷重2トン以上のエレベーター（※）</li> <li>※多階建の場合に限り、ランプウェイ構造を有する場合は除く</li> </ul>	<p>強制送風式冷蔵装置</p> <p>（圧縮機）</p>	<p>くん蒸ガス循環装置</p>		
設備要件 (選択)	「到着時刻表示装置（※）」又は「貨物自動車運送事業の用に供する営業所及び自動車車庫（施設と同一敷地内に設置）」のいずれか ※「トラック予約受付システム」により予約を受け付けたトラックの到着予定時刻を表示するディスプレイ又は倉庫内の作業員の携帯用端末（タブレット等）			
	税制特例（国税）を適用するためには、 <b>到着時刻表示装置（トラック予約受付システム）</b> を選択することが必要			
防災要件 (必須・選択)	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常用データ保存システム（※）（必須）</li> <li>※ 非常時に対応するための「データ保存機能」、「通信機能」及び「電源機能」を備えるもの</li> <li>地震による荷崩れのおそれがある場合には、これを相当程度防止するために次の装置のいずれか（選択）</li> <li>①保管場所免震装置、②保管棚制震装置、③保管棚固定装置、④貨物落下防止装置、⑤パレット連結装置、⑥貨物・パレット一体包装装置</li> </ul>			
	非常用データ保存システム（必須）			

※税制特例を適用するためには、上表に加え、**倉庫業の用に供する倉庫（営業倉庫）**であること、**新增設された倉庫**であること等が必要。

※（施設を倉庫業者へ賃貸する場合）①税制特例（国税）は、適用不可。②税制特例（地方税）は、施設所有者が倉庫業者のみを構成員とする事業協同組合等の場合、適用可

## 8. ① 荷さばき及び輸送の効率化（必須要件）

### ①-1 高規格バース

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	-

#### 《高規格バースの概要》

荷役作業を無理なく行うため、倉庫のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で貨物搬出入場所を設けるとともに、当該場所から奥行き5m以上の荷さばき用の空間を確保。

#### 《高規格バースの例》

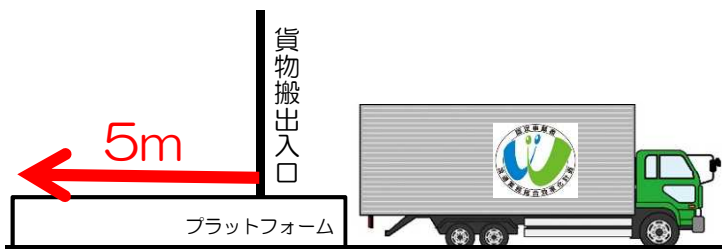


1の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で貨物搬出入場所を設置

貨物搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間を確保

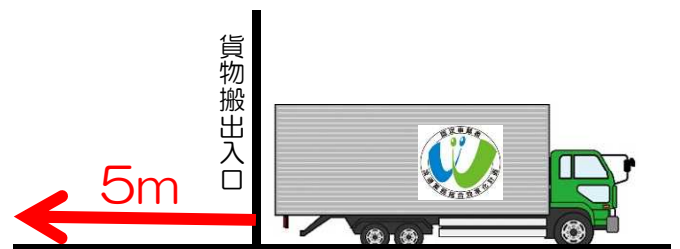
#### 《プラットフォームがある場合》

貨物搬出入口から奥行き5mの空間



#### 《低床倉庫の場合》

貨物搬出入口から奥行き5mの空間



#### （関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ロ	高規格バース（特定流通業務施設の一の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）をいう。（略））を有するものであること。
審査基準	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>貨物の搬出入口から倉庫内に向けての垂直線の長さが5m以上であること</li> <li>貨物の搬出入場所付近に設備・構造物がある場合、その配置が、フォークリフト等の荷役用機器の動きを阻害しない設計となっているもの</li> </ul>

## 8. ① 荷さばき及び輸送の効率化（必須要件）

### ①-2 大型車対応荷さばき・転回場

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	○

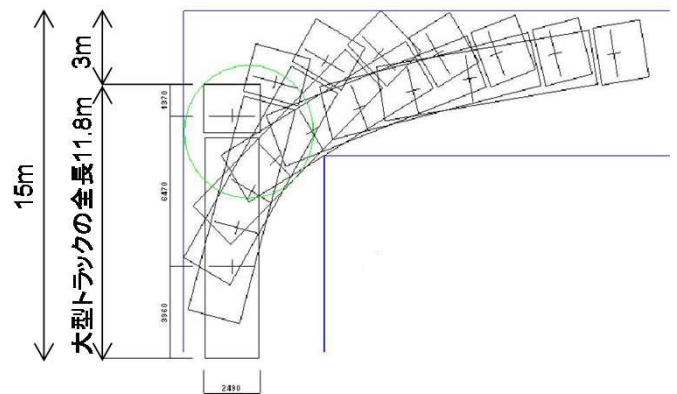
#### 《大型車対応荷さばき・転回場の概要》

特定流通業務施設の構内におけるトラックの混雑を防ぐため、同施設の貨物搬出入場所の前面に、大型トラック（長さ11m程度）が転回可能なスペースを確保。

#### 《大型車対応荷さばき・転回場の例》



（大型トラックの旋回軌跡図）



#### 《プラットフォームがある場合》

プラットフォームの端から前方に15mの空地



#### 《低床倉庫の場合》

貨物搬出入口から前方に15mの空地



#### （関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条1項4号二	大型車対応荷さばき・転回場（特定流通業務施設に設けられた貨物の搬出入場所であって、その前面に奥行き十五メートル以上の空地を有するものをいう。（略）
審査基準	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定流通業務施設の貨物の搬出入口における、建物と地盤面が接する線からの垂直線の長さが15m以上であること</li> <li>プラットフォーム又は貨物の搬出入場所に隣接していること</li> <li>トラック・トレーラー等の車両の通行を阻害する構造物・工作物等がないこと</li> <li>一般の者が自由に立ち入ることができる場所（例：道路、公園等）ではないこと</li> </ul>

## 8. ① 荷さばき及び輸送の効率化（必須要件）

### ①-3 エレベーター又はランプウェイ構造

普通	冷蔵	貯蔵槽
○多階	—	—

#### 《エレベーター又はランプウェイ構造の概要》

普通倉庫（2階建て以上）については、

- ① エレベーター
  - ② ランプウェイ構造
- のいずれかの設備を設置。



- ・普通倉庫（多階建）のみの必須要件です（普通倉庫(平屋建)、冷蔵倉庫、貯蔵槽倉庫では不要）
- ・ランプウェイ構造を有する施設では、物効法の認定上、エレベーターの設置は不要です。

（エレベーター）



基準：最大積載荷重2トン以上

（ランプウェイ構造）



（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項8号	(略)ただし、ランプウェイ構造を有する場合にあっては、口に該当することを要しない。
	2条2項8号ロ	当該特定流通業務施設の階数が二以上のものにあつては、最大積載荷重が二トン以上のエレベーターを有するものであること。

## 8. ① 荷さばき及び輸送の効率化（必須要件）

### ①-4 搬入用自動運搬装置

普通	冷蔵	貯蔵槽
-	-	○

#### 《搬入用自動運搬装置の概要》

大型のばら積み貨物船等から大量の穀物類を短時間で荷揚げするためのコンベア等の装置。



基準：荷揚げ能力が毎時300トン以上  
自動検量装置を有すること

#### （関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項6号ロ	搬入用自動運搬装置（貨物の搬入口から貯蔵槽倉庫内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するものであって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。（略））を有するものであること。
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第4号ロの主務大臣の定める規準等（告示）	2条	規則第二条第六号ロの搬入用自動運搬装置の基準は、荷揚げ能力が毎時三百トン以上のものとする。

### ①-5 搬出用自動運搬装置

普通	冷蔵	貯蔵槽
-	-	○

#### 《搬出用自動運搬装置の概要》

貯蔵槽倉庫に保管する穀物類を、小型の内航船やトラックに搬出するためのコンベア等の装置。



基準：自動検量装置を有すること



- 「特定搬出用自動運搬装置」を選択した場合、本要件の選択は不要です。
- 本要件は、搬出能力の基準はありません。

#### （関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項6号	（略）ただし、へ(3)に規定する特定搬出用自動運搬装置を有する場合には、ハに該当することを要しない。
	2条2項6号ハ	搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から貨物の搬出口に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であって、自動検量装置を有するものをいう。（略））を有するものであること。

## 8. ② 荷さばき及び輸送の効率化（選択要件）

### ②-1 貨物自動車運送事業の営業所及び自動車車庫

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	○

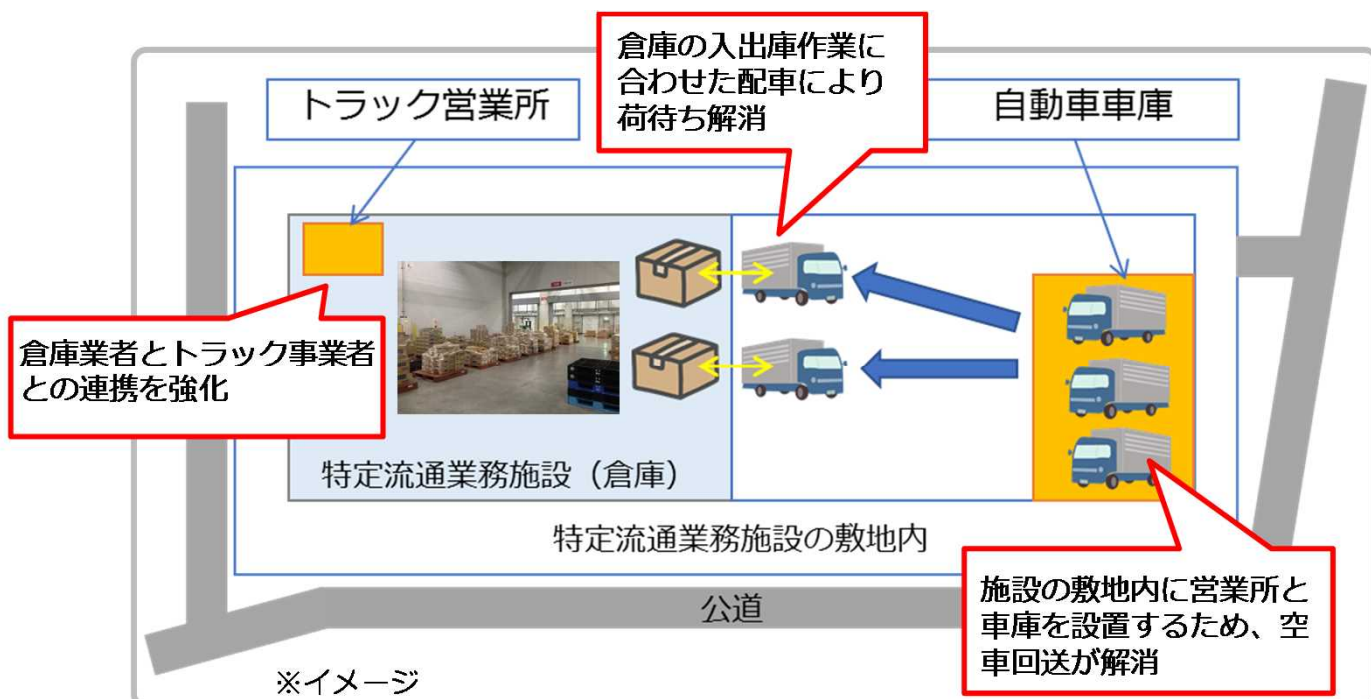
#### 《貨物自動車運送事業の営業所及び自動車車庫の概要》

特定流通業務施設の敷地内に設置する貨物自動車運送業の用に供する営業所及び自動車車庫（トラック営業所等）。



税制特例（国税）の適用を希望する場合は、本要件は選択できません。

#### 貨物自動車運送事業の営業所及び自動車車庫のイメージ



#### （関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	1条1項3号	<p>特定流通業務施設が貨物自動車運送事業法(略)第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する営業所及び自動車車庫（以下「営業所等」という。）を有する場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ 営業所等を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>ロ 営業所の名称及び位置</p> <p>ハ 営業所に配置する事業用自動車の数</p> <p>ニ 自動車車庫の位置及び収容能力</p> <p>ホ 営業所等において行う業務の内容</p>
審査基準	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定流通業務施設の同一敷地内に営業所等を設置する計画であること</li> <li>原則として、特定流通業務施設の所有者が営業所等の土地・建物を所有する計画であること（貨物自動車運送事業者は営業所等を借り受けることにより事業を行う）</li> <li>営業所等の物流総合効率化法の認定申請の内容と、当該営業所等を使用する貨物自動車運送事業者の貨物自動車運送事業許可の事業計画が一致した計画であること</li> <li>営業所等は、主に当該特定流通業務施設の貨物の取扱いを行う事を目的として設置する計画であること</li> </ul>

## 8. ② 荷さばき及び輸送の効率化（選択要件）

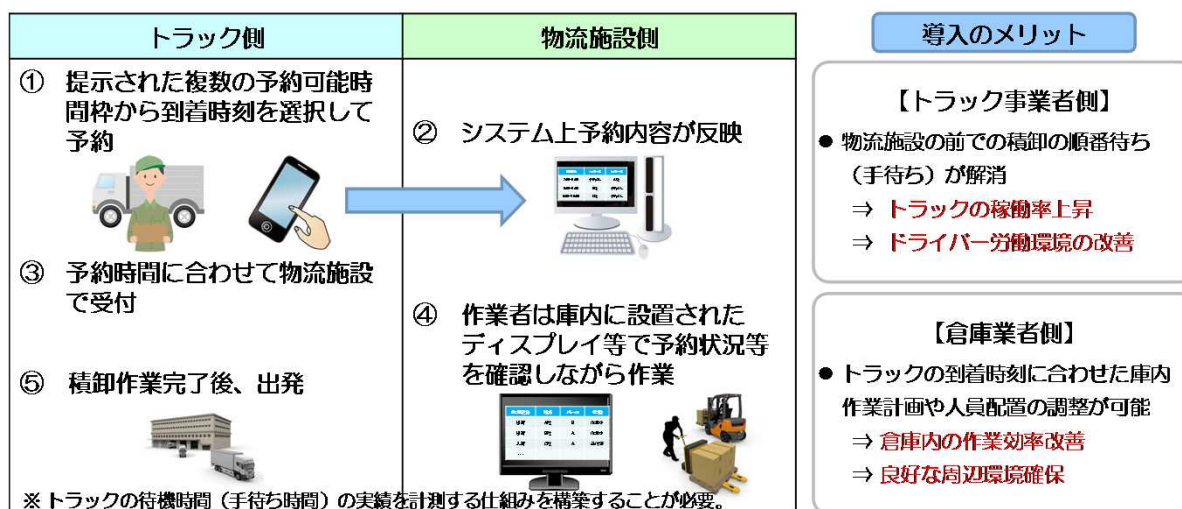
### ②-2 到着時刻表示装置（トラック予約受付システム）

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	○

#### 《到着時刻表示装置（トラック予約受付システム）の概要》

特定流通業務施設における貨物の搬入・搬出の状況及びトラック事業者等から提供された当該施設へのトラックの到着予定時刻を管理するシステム(トラック予約受付システム)に基づき、当該予定時刻に関する情報を表示する装置（モニター・タブレット）。

#### トラック予約受付システムのイメージ



- 本要件を満たすためには、「トラック運転手等がトラックの特定流通業務施設への到着予定時刻を、電子的な方法により事前に予約することができるシステムであること」が必要です。
- 「電子的な方法」とは、ウェブサイトからの予約のほか、SNSやEメール等を利用して到着予定時刻を事前に予約するシステムが考えられます。

#### （関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条1項4号口	到着時刻表示装置(特定流通業務施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該特定流通業務施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であつて、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。(略))
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第4号口の主務大臣の定める規準等(告示)	1条	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則(略)第二条第一項第四号口の主務大臣の定める基準は、映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器又は特定流通業務施設内の作業に従事する者の携帯用の表示器であることとする。
審査基準	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定流通業務施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業者から提供された当該特定流通業務施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムであること</li> <li>● トラック事業者又はトラック運転手等が、トラックの特定流通業務施設への到着予定時刻を、電子的な方法により事前に予約することができるシステムであること</li> <li>● 到着予定時刻に係る情報について、到着時刻表示装置を通じて施設内に表示するシステムであること</li> <li>● 到着予定時刻に係る情報を表示する装置については、映像面の最大径が38cm(15インチ)以上の表示器又は特定流通業務施設内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有すること</li> <li>● 日常的に当該施設に出入りする主要なトラック会社が利用するものであること</li> </ul>

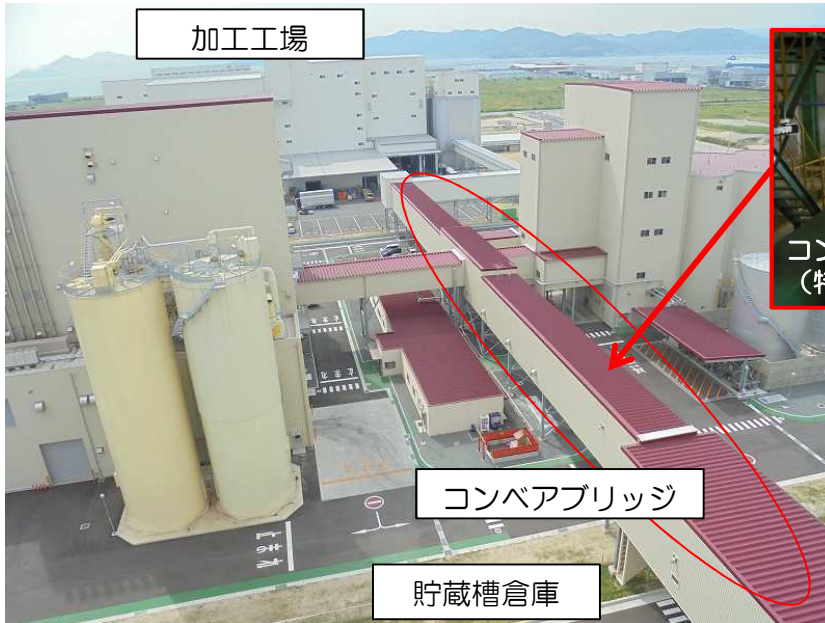
## 8. ② 荷さばき及び輸送の効率化（選択要件）

### ②-3 特定搬出用自動運搬装置

普通	冷蔵	貯蔵槽
-	-	○

#### 《特定搬出用自動運搬装置の概要》

貯蔵槽倉庫と加工工場との間をコンベアで接続することにより、トラック輸送を介することなく、効率的に穀物等の粒状貨物を搬送する装置。



コンベアブリッジの内部  
(特定搬出用自動運搬装置)

基準：搬出能力が毎時100トン以上  
自動検量装置を有すること



「特定搬出用自動運搬装置」を選択した場合、「搬出用自動運搬装置」の選択は不要です（P.5参照）。

#### （関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項6号へ(3)	特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するものであって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。）
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第4号口の主務大臣の定める規準等（告示）	5条	規則第二条第二項第六号へ(3)の主務大臣の定める基準は、搬出能力が毎時百トン以上のものであることとする。
【参考】租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請手続要領	3.申請書等の記入要領 (2)倉庫の概要 【貯蔵槽倉庫】⑥	(略)要件を満たすためには、告示第1108号で指定する特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するものであって、搬出能力が毎時100トン以上のものを有するものをいう。）を有することが必要となる。



## 8. ③ 流通加工（必須要件）

### ○ 流通加工の用に供する設備

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	○

#### 《流通加工の概要》

物資の流通の過程における簡易な加工（商品へのラベル貼り、箱詰め、部品等の簡易な組み立て等）を行うための空間を確保。

#### 《流通加工に該当する作業の例》



試薬の検品作業



タオル検品・セット組作業



梱包作業



品物のセット作業

#### 《上記のほか、流通加工に該当する作業》

- ばら貨物の袋詰め作業
- 夾雑物の除去作業(貯蔵槽倉庫)
- 等



#### 《流通加工に該当しない作業》

- 形状の大幅な変更を伴う加工作業  
例) 弁当の製造作業  
3Dプリンタによる製造作業  
その他製造作業 等



上記の作業以外にも、「流通加工」の要件を満たす作業もあり得ますので、同要件を満たすかどうかにつきましては、国土交通省にご相談ください。

#### （関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条1項6号	流通加工の用に供する設備を有するものであること。
審査基準	-	流通加工の用に供する空間及び設備を備えた計画となっていること。
【参考】租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請手続要領	3.申請所等の記入要領 (2)倉庫の概要 【共通事項】⑨	(略)要件を満たすためには、ラベル貼り、梱包、袋詰め等の流通加工を行うことができる空間及び設備を有することが必要となる。

## 8. ④ 保管要件（必須要件）

### ④-1 貨物保管場所管理システム

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	○

《貨物保管場所管理システム(WMS : Warehouse Management System) の概要》  
倉庫や物流センターを効率的に運用していくための倉庫管理情報システムのこと。入出庫、ロケーション・在庫、ピッキング、流通加工、検品など、作業を効率的に進める上で必要になる情報を統合管理する情報システム。

#### (関係法令等)

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項4号	貨物保管場所管理システム(電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムをいう。)を有するものであること。
【参考】租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請手続要領	3.申請所等の記入要領 (2)倉庫の概要 【共通事項】⑪	(略)要件を満たすためには、貨物の保管場所に関する情報を電子的に管理し、帳票等により当該情報を表示する機能(コンピュータを使用して倉庫内の貨物の保管場所を特定するシステム)を有することが必要となる。

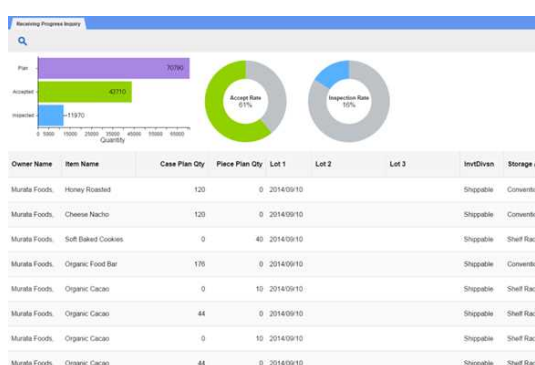
### ④-2 データ交換システム

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	○

《データ交換システム(EDI : Electronic Data Interchange) の概要》  
企業間における電子的なデータ交換の仕組み。商取引に必要な情報をあらかじめ決められた書式とし、ネットワークにより電子的に情報を送受信するシステム。

#### (関係法令等)

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条1項5号	データ交換システム(取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。)を有するものであること。
【参考】租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請手続要領	3.申請所等の記入要領 (2)倉庫の概要 【共通事項】⑩	(略)要件を満たすためには、荷主その他の関係者との間で貨物の入庫、出庫、在庫その他貨物に関する情報を電子的に交換する機能(倉庫業者のコンピュータと荷主のコンピュータをオンラインで接続し、これらのコンピュータ間で入庫・出庫・在庫管理の情報を電子的に交換するシステム(インターネットによる情報交換を含む))を有することが必要となる。



WMS (イメージ)



## 8. ④ 保管要件（必須要件）

### ④-3 強制送風式冷蔵装置

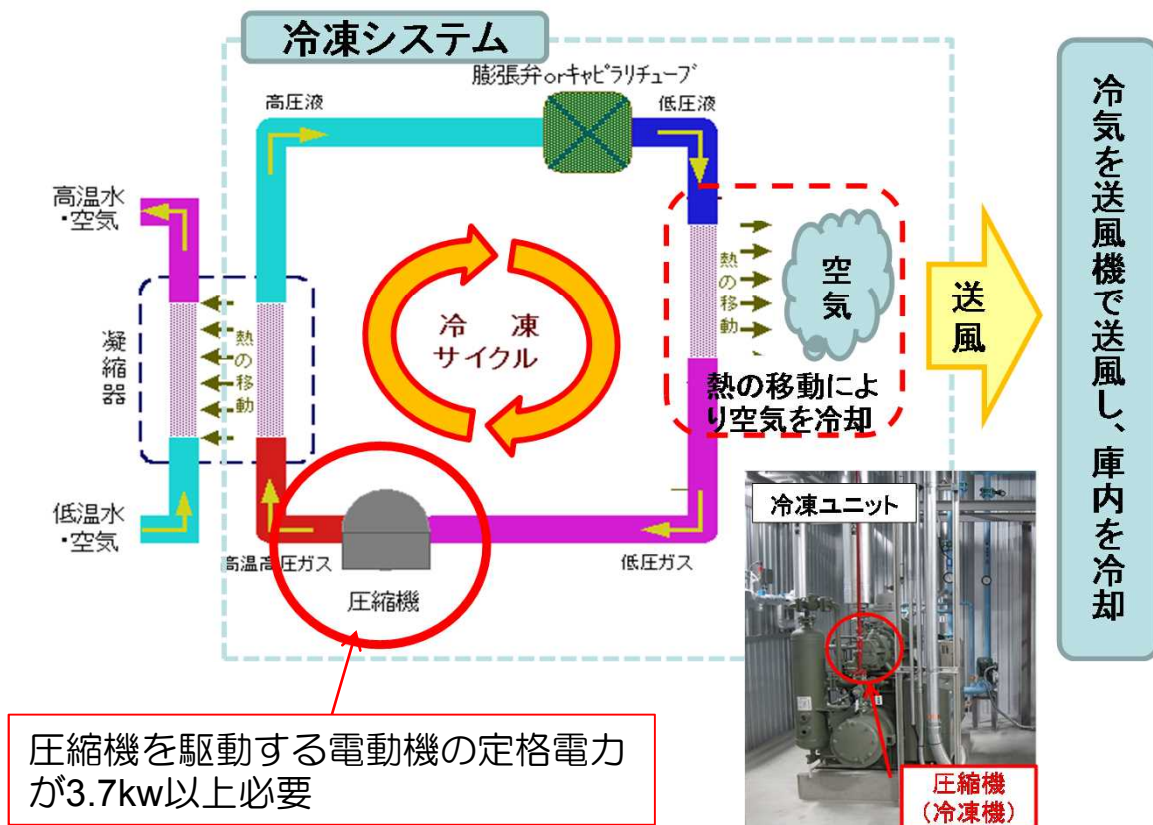
普通	冷蔵	貯蔵槽
-	○	-

#### 《強制送風式冷蔵装置の概要》

- 冷蔵倉庫内に冷風を送風することにより、効率的に冷却するための装置。
- 圧縮機は、強制送風式冷蔵装置の冷凍サイクル（※）の主要装置であり、冷媒を冷凍サイクルに循環させるための動力源として重要な装置。

※ 冷蔵倉庫の冷凍サイクルは、冷媒を圧縮→凝縮(液化)→減圧→蒸発(気化)→圧縮と連続的に状態変化させ、循環させることにより冷凍作用を行わせるもの。

#### 強制送風式冷蔵装置のイメージ



#### （関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ハ	強制送風式冷蔵装置(冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置のうち室温の調整を自動で行うものであって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう。)を有するものであること。
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第4号ロの主務大臣の定める規準等(告示)	6条	規則第二条第七号ハの主務大臣の定める基準は、圧縮機を駆動する電動機の定格出力が三・七キロワット以上のものであることとする。

## 8. ④ 保管要件（必須要件）

### 《くん蒸設備（くん蒸ガス循環装置・くん蒸ガス保有力）の概要》

輸入穀物を消毒するために必要な基準（※）に適合した設備。

※ 輸入植物検疫規程、くん蒸倉庫指定要項

#### ④-4 くん蒸ガス循環装置

（関係法令等）

普通	冷蔵	貯蔵槽
—	—	○

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項6号二	くん蒸ガス循環装置（貯蔵槽倉庫内の臭化メチルを循環させ、その濃度を均一化するための装置であって、主務大臣の定める基準に適合するものをいう）を有するものであること。
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第4号口の主務大臣の定める規準等（告示）	3条	規則第二条第二項第六号二の主務大臣の定める基準は、臭化メチルの投薬後二時間以内に当該臭化メチルを均一化するものであることとする。
【参考】租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請手続要領	3.申請時の記入要領 (2)倉庫の概要 【貯蔵槽倉庫】⑦	当該申請に係る貯蔵槽倉庫の「くん蒸倉庫指定通知書」の級別が、特A級、A級又はB級と認定されている場合に、「口欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、くん蒸ガス循環装置（貯蔵槽倉庫内の臭化メチルを循環させ、その濃度を均一化するための装置であって、臭化メチルの投薬後2時間以内に当該臭化メチルを均一化するものをいう。）を有することが必要となる。

#### ④-5 くん蒸ガス保有力

○輸入植物検疫規程（抄）

第四条 略

2 法第九条第一項の規定に基づいて行なうくん蒸は、植物防疫所（那覇植物防疫事務所を含む。）の施設又は別表第四に掲げる基準に該当する構造を具備する倉庫若しくは別表第五に掲げる基準に該当する構造を具備するサイロであつて植物防疫官が指定するものにおいて行なうものとする。

普通	冷蔵	貯蔵槽
—	—	○

○サイロの基準（輸入植物検疫規程別表5）

	特A級	A級	B級	C級
くん蒸ガス保有力※	85%以上	70%以上	55%以上	40%以上
構造	コンクリート又は鉄鋼板造りのもの	同左	同左	同左
循環装置	投薬終了後2時間以内にガスを均一化する循環装置のあるもの	同左	同左	同左

※空サイロ1mにつき臭化メチル10グラムを使用した場合の48時間後のガスの残存率

※「輸入植物検疫規程別表5サイロの基準〔第4条〕」に基づき作成

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項6号ホ	くん蒸ガス保有力（貯蔵槽倉庫の容積一立方メートルにつき臭化メチルを十グラム使用した場合の四十八時間後における当該臭化メチルの残存率をいう）が主務大臣の定める基準以上であること。
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第4号口の主務大臣の定める規準等（告示）	4条	規則第二条第二項第六号ホの主務大臣の定める基準は、くん蒸ガス保有力が五十五パーセント以上のものであることとする。
【参考】租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請手続要領	3.申請時の記入要領 (2)倉庫の概要 【貯蔵槽倉庫】⑧	当該申請に係る貯蔵槽倉庫の「くん蒸倉庫指定通知書」の級別が、特A級、A級又はB級と認定されている場合に、「口欄」に「レ印」を記入し、くん蒸ガス保有力を記入する。要件を満たすためには、貯蔵槽倉庫の容積1m <sup>3</sup> につき臭化メチルを10g使用した場合の48時間後における当該臭化メチルの残存率が55%以上であることが必要となる。

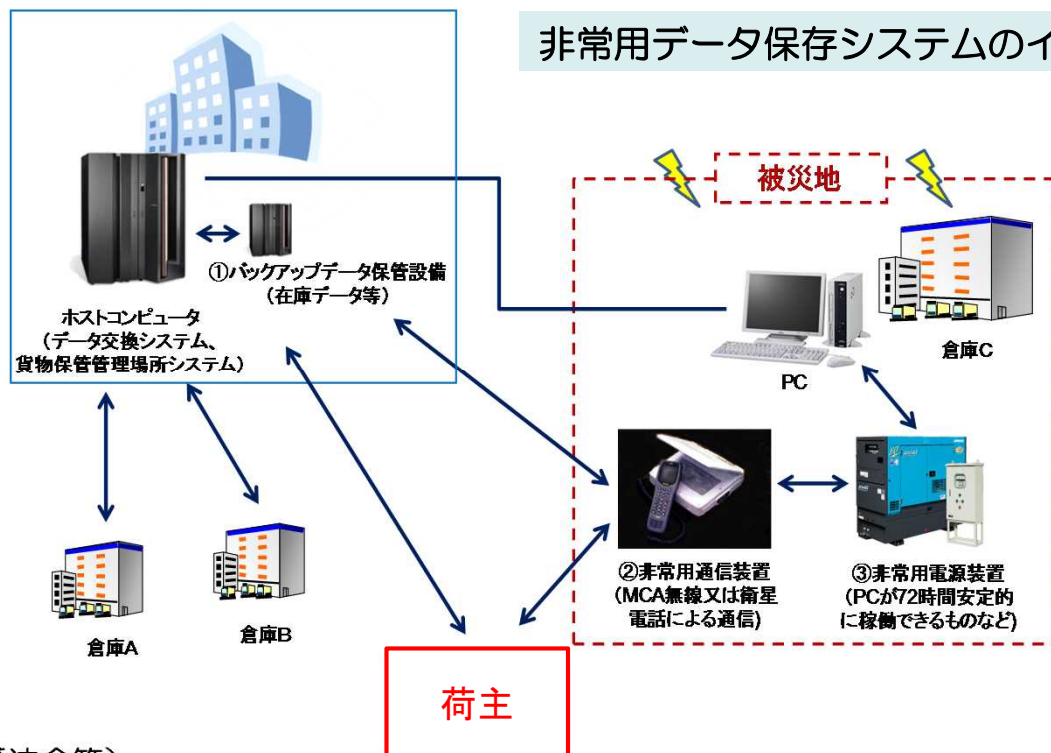
## 8. ⑤ 災害要件（必須要件）

### ⑤-1 非常用データ保存システム

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	○

#### 《非常用データ保存システムの概要》

- 地震発生時に備え、特定流通業務施設に保管されている貨物の情報データのバックアップ体制を構築するため、当該施設外にあるサーバに当該データを保存【非常用データ保存機能】。
- 非常時に流通業務の早期再開を図るための応急措置として、被災した特定流通業務施設と当該データの保存場所や荷主を結ぶ通信機能【非常用通信機能】及びその通信機能に必要な電源【非常用電源機能】を確保。



#### （関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項3号	非常用データ保存システム（特定流通業務施設内において取り扱う貨物に関するデータを当該特定流通業務施設外の適当な場所において保存するシステムであって、非常時において当該場所において保存された当該データを活用するために必要となる通信の機能及び電源を備えるものに限る。）を有するものであること。
【参考】租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る地方運輸局長等の証明の申請手続要領	3.申請時の記入要領 (2)倉庫の概要【共通事項】⑫	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常用データ保存機能 荷主その他の関係者との間で貨物の入庫、出庫、在庫その他貨物に関する情報及び貨物の保管場所に関する情報を当該申請に係る倉庫外の安全な場所に保存する機能をいい、具体的には、被災しても安全な他営業所のサーバーや他業者へ委託するサーバー等へ定期的に情報をコピーし保存するシステムをいう。</li> <li>○ 非常用通信機能 非常用データ保存機能により保存された情報を非常時に活用するために必要な通信を行うものであって、無線通信による通信を行う機能をいい、具体的には、衛星電話による通信システムやMCA無線システム等をいう。</li> <li>○ 非常用電源機能 非常用データ保存機能により保存された情報を非常時に活用するために必要な電源を供給する機能をいい、具体的には、非常用発電機や蓄電システム等をいう。</li> </ul>

## 8. ⑥ 災害要件（選択要件）

普通

冷蔵

貯蔵槽

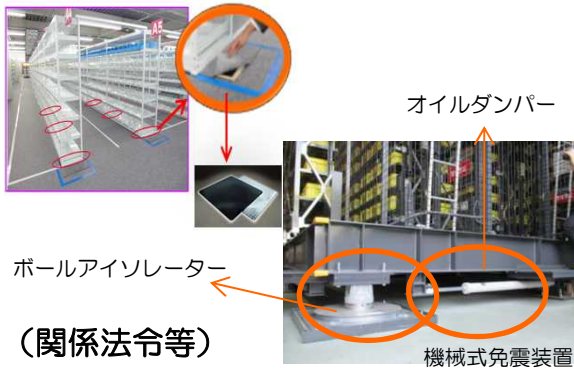
○

○

-

- 地震による貨物の荷崩れのおそれがあると認められるものにあつては、これを相当程度防止するため、以下のいずれかを備えていることが必要。
- 倉庫自体が免震・制震構造の場合又は保管貨物が平積み貨物の場合は以下の装置は不要。

### ⑥-1 保管場所免震装置



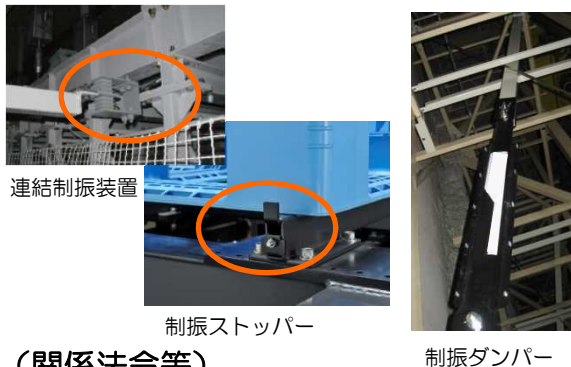
#### 《保管場所免震装置の概要》

保管棚と床との間にオイルダンパー等を設置することにより、地震のエネルギーを吸収し、保管棚の振動を低減する装置。

(関係法令等)

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ホ(1)	保管場所免震装置(貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る)。

### ⑥-2 保管棚制震装置



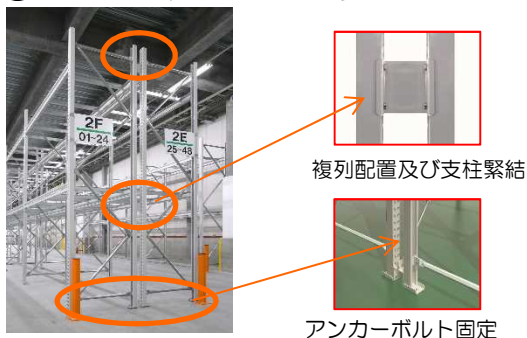
#### 《保管棚制振装置の概要》

保管棚と壁、支柱等の連結部、もしくは保管棚の構造体に、ダンパー等を組み込むことで、地震による揺れを軽減し、貨物の落下を防止する装置。

(関係法令等)

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ホ(2)	保管棚制震装置(保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る)。

### ⑥-3 保管棚固定装置



#### 《保管棚固定装置の概要》

アンカーボルト等により、固定ラックの転倒を防止する装置。

(関係法令等)

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ホ(3)	保管棚固定装置(保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る)。

## 8. ⑥ 災害要件（選択要件）

普通

冷蔵

貯蔵槽

○

○

-

### ⑥-4 貨物落下防止装置



落下防止バー

《貨物落下防止装置の概要》  
ラックにバー等を設置し、荷崩れ・落下を防止する装置。

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ホ(4)	貨物落下防止装置(保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る)。

### ⑥-5 パレット連結装置



左右連結金具

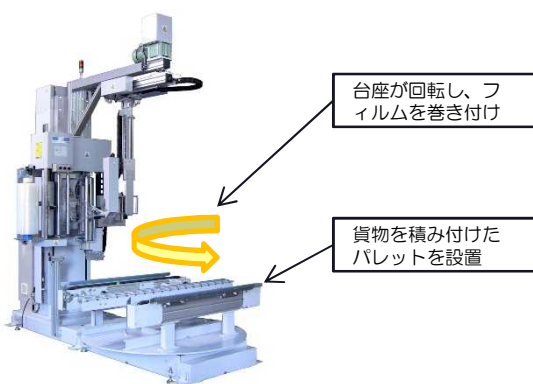
上下連結金具

《パレット連結装置の概要》  
パレットに取り付け、上下左右に連結することにより荷崩れを防止する装置。

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ホ(5)	パレット連結装置(貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る)。

### ⑥-6 貨物・パレット一体包装装置



台座が回転し、フィルムを巻き付け

貨物を積み付けたパレットを設置

《貨物・パレット一体包装装置の概要》  
自動でパレット上の複数の貨物を包装し、ひとまとまりにすることにより安定させ、荷崩れを防止する装置。

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ホ(6)	貨物・パレット一体包装装置(貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る)。

## 9. 「認定マーク」の交付

### 「認定マーク」の概要

- 物流総合効率化法の認定を受けた事業者に対し、「物流総合効率化法認定マーク」を交付しております。
- 「認定マーク」の使用を通じて、認定事業者のイメージ向上、流通業務の総合化及び効率化に対する取組意欲の向上等が図られることを期待しております。

### 「認定マーク」の説明



- WはWin-Winを図案化し、荷主と物流事業者が大きく展開していくことを表します。
- 二つの流れが交差し、ダイナミックに展開する物流の姿を表します。
- 事業者同士が腕を組んだ姿（協力や協調）も含み、青と緑は、空（きれいな空気）、自然（環境への配慮）を表します。

### 「認定マーク」の使用ルールについて

#### ○「認定マーク」の表示方法

認定総合効率化事業者は、次に掲げる範囲内で「認定マーク」を表示することができます。

##### (1) 施設等に表示する場合

認定総合効率化事業者が総合効率化計画を実施している施設（物流施設、営業所等）又はその施設を統括している事務所（本社、支所等）

##### (2) 車両に表示する場合

総合効率化計画に関する業務を専属して行う認定総合効率化事業者の車両又は認定総合効率化事業者と貨物利用運送事業（自動車運送）に係る契約を締結している実運送事業者の車両であって、当該業務を専属して行う車両

##### (3) 名刺に表示する場合

認定総合効率化事業者が総合効率化計画を実施している施設（物流施設、営業所等）又はその施設を統括している事務所の職員

##### (4) その他の方法で表示する場合

上記（1）～（3）に準じた範囲で表示

#### ○「認定マーク」の譲渡・流出の禁止

認定総合効率化事業者は、「認定マーク」を第三者に譲渡することはできません。

#### ○使用方法等に関する指導

認定総合効率化事業者が本ガイドラインに反して「認定マーク」を使用していることが判明した場合等、地方運輸局担当部局からその使用方法について適切な措置を講じる旨の指導があったときは、その指導内容に従って下さい。

#### ○「認定マーク」の使用禁止

総合効率化計画の認定の取消し処分を受けたこと又は上記による指導に従わないこと等を理由として、地方運輸局長が認定総合効率化事業者に対し「認定マーク」の使用を中止する旨通知したときは、当該認定総合効率化事業者は、「認定マーク」を使用することはできません。



# 10. 平成29年12月末までに認定した総合効率化計画の実績と効果

物流分野における労働力不足が深刻化する中、2以上の者の連携により物流の省力化・効率化を図り、また環境負荷低減にもつながる優良な取組を多数認定。  
 (平成28年10月～平成29年12月の間で、「63件」の総合効率化計画を認定)

**類型別** 優良な取組を認定

項目	件数
輸送網の集約	31
輸配送の共同化	6
モーダルシフト	32

注) 複数の累計に該当する取組は類型毎に集計

**CO<sub>2</sub>削減量**

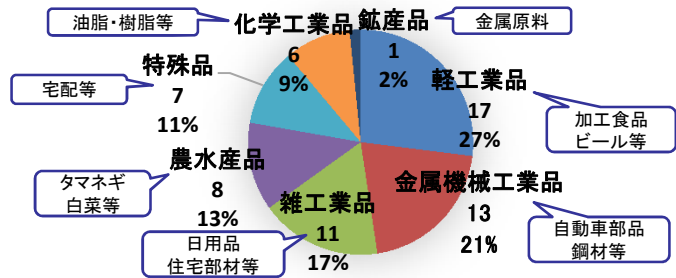
▲3万t-CO<sub>2</sub>/年



約341万本のスギの二酸化炭素吸収量に相当  
 (このスギの本数を面積に換算すると、約34.1km<sup>2</sup>=杉並区の面積と同程度)

出典) 林野庁HP計算式より物流政策課作成

**主要取扱品目別** 様々な品目で幅広く認定



**省力化量**

▲42万時間の省力化に相当



約200人のトラックドライバーに相当する労働力の確保

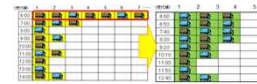
出典) 毎月勤労調査(厚生労働省)より物流政策課作成

**荷待ち時間の削減**

「トラック予約受付システム」を16件導入

トラックドライバーが到着時刻を予約

⇒ トラックの到着時間が平準化され、荷待ち時間が削減される



## ○モーダルシフト事例の分析

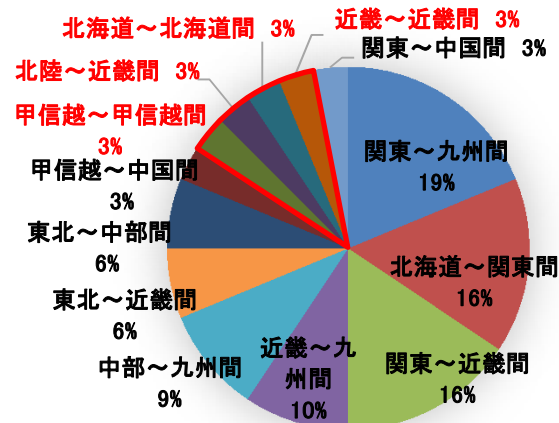
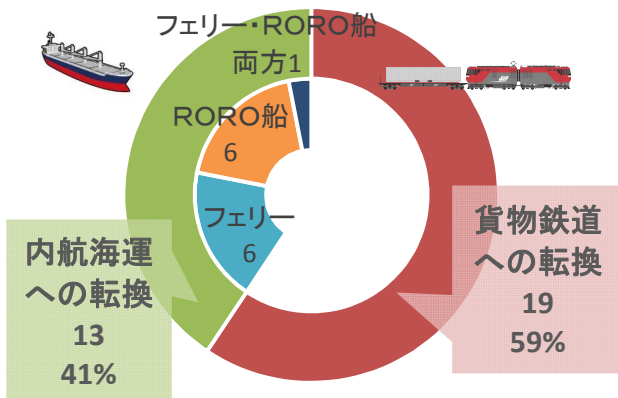
総合効率化計画のうち、「モーダルシフト」の取組は32件。このうち貨物鉄道への転換は19件(6割)で内航海運への転換は13件(4割)。鉄道輸送や海上輸送が競争力を発揮する長距離輸送(500km以上)だけでなく、それを下回る距離で取り組む事例が複数見られた。

**類型別** 鉄道6割、内航船舶4割

**発着ルート間**

関東～九州間など長距離間の輸送が大半を占める。

一方で、比較的短距離の事例も出現



改正物流総合効率化法施行後に、中・短距離間でのモーダルシフト事例が出てきた背景として、ドライバー不足のリスクへの対応とともに、2者以上の連携による取組を支援する物効法も後押しとなっているものと推測。

# 11. 平成29年12月末までに認定した総合効率化計画の実績と効果

## ○連携状況

実施事業者数の総計は、「**203事業者**」。

1件あたりの連携事業者数は、平均で3.2事業者、**最多で18事業者**。

物流効率化の実効性を高めるためには、多くの荷主や物流事業者による連携が必要。

### 連携した事業者数が多い計画

No.	実施事業者名	事業内容	者数
1	東京団地冷蔵(株)、五十嵐冷蔵(株)、松岡冷蔵(株)、山手冷蔵(株)、日水物流(株)、(株)ニチレイ・ロジスティクス関東、(株)マルハニチロ物流、東洋水産(株)、(株)ベニレイ・ロジスティクス、東京豊海冷蔵(株)、兼松新東亜食品(株)、東京定温冷蔵(株)、アルファ冷蔵(株)、(株)協冷、(株)二葉、(株)ユニエツクス、大東港運(株)、(株)ナカムラロジスティクス	東京団地冷蔵再整備事業(仮称)に伴う輸送網集約事業	18
2	ヤマト運輸、西濃運輸、第一貨物、トナミ運輸、新潟運輸、日通トランスポート、福山通運、名鉄運輸	Fujisawa SST 内における共同輸配送	8
3	日本通運、アサヒビール、キリンビール、サッポロビール、サントリービール、日本貨物鉄道	北海道東エリアの一部(釧路・根室地区)における同業他社との共同輸配送並びに鉄道へのモーダルシフト	6

### 認定取得件数の多い事業者

No.	実施事業者名	件数
1	日本貨物鉄道	13
2	センコー	6
3	日本通運	5
3	佐川急便	5